

離職した障害者の授産施設及び 更生施設への受入れについて

平成11年7月16日 障障第21号

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

昨今の不況下における障害者の雇用をめぐる環境が大変厳しいものとなってきたことを踏まえ、本年4月1日付障害保健福祉部長通知「知的障害者援護施設等入所者の地域生活への移行の促進について」の一部改正についてにより、知的障害者の入所施設に加え通所施設においても、再入所を希望する者をおおむね認可定員の5%の範囲内で定員を超えての入所措置を認めることとされたところである。

しかしながら、不況による影響等が更に深刻化してきていることから、当分の間、主として知的障害者の通所施設について、上記通知により再入所する者と企業の倒産、リストラ等により入所する者を合わせて、おおむね認可定員の10%の範囲内で定員外の入所措置を認めることとするので、下記にご留意のうえ、平成9年10月17日付厚生事務次官通知「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の(その他)の(2)に基づき、別紙様式により協議されたい。

なお、身体障害者については、定員の10%の範囲内で、認可定員を超えて措置しても差し支えないものとしているので、上記と同様の措置をとる必要が生じた場合には、適切に対応されたい。

については、貴職においてご了知のうえ、労働関係部局との緊密な連携を図るとともに、管下関係機関等に周知願いたい。

記

- 1 今回の特例措置は、再就職するまでの緊急避難的なものであるため、対象者は、所轄の公共職業安定所に求職登録を行い、再就職の場の確保に努めること。
- 2 各施設の職員配置基準(最低基準)を満たす職員を確保すること。
- 3 入所施設についても協議を受けるが、その場合、各施設の施設設備基準(最低基準)に基づく居室面積を確保すること。
- 4 施設での処遇に当たっては、身につけた労働習慣や

◎離職した障害者の授産施設及び更生施設への受入れについて

(別紙 1)

番 号
年 月 日

厚 生 大 臣 殿

知 事・市 長 名

離職した知的障害者の授産施設及び厚生施設への受け入れについて

標記について、平成9年10月17日付厚生事務次官通知「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の(その他)の(2)により協議する。

(別紙 2)

- 1 協議する施設名 (法人名)
- 2 施設種別
- 3 指導員等直接処遇職員数 名 (正規職員 名、非常勤職員 名)
1人当たりの居室面積 m² (入所施設のみ)
- 4 認可定員 名
- 5 現 員 名
- 6 協議人員 名 (うち再入所者 名、その他 名・認可定員の %)
- 7 協議人員の内訳

入所者名	前就職先	入所理由	職安登録の有無	入所予定期間
			有・無	～
			有・無	～
			有・無	～
			有・無	～
			有・無	～

(注) 各施設毎、別様に作成のこと。